

(別表1)

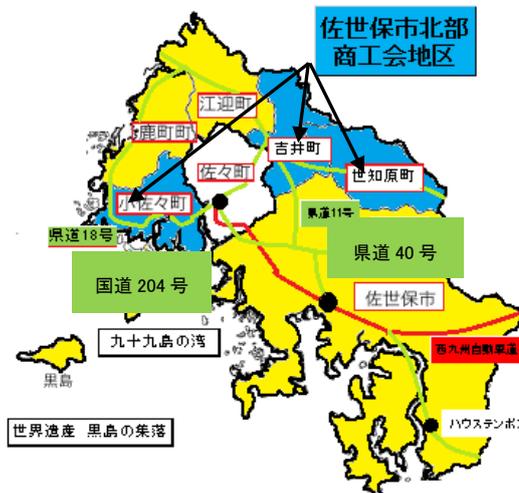
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 佐世保市北部商工会の管轄地区と自然状況

- ・ 当会の管轄地区（以下、当会地区）は佐世保市吉井町、世知原町、小佐々町である。吉井町と世知原町は隣接しているが、小佐々町が飛び地となっている。
- ・ 世知原町と吉井町には2級河川である佐々川（流路延長・流域面積いずれも長崎県内で2位）があり、佐々町と小佐々町の境まで流れている。
- ・ 世知原町東部の国見山は佐世保市で最も高い山であり、佐々川は国見山麓西側を源流としており、佐々川の支流も複数ある。国見山麓・棕呂路峠と板山間の谷に流れる佐々川沿いに町が広がっている。
- ・ 吉井町は牧ノ岳と五蔵岳間に佐々川が流れ川沿いに町が広がっている。また、松浦市との境にある高法知岳から福井川が流れており、佐々川へつながっている。
- ・ 小佐々町は冷水岳や大野岳などを背として、九十九島の海に面している。



(2) 地域の災害リスク

①洪水

- ・ 当市の洪水ハザードマップに当会地区は掲載されていないものの、昭和42年7月には吉井町立石・大渡地区で佐々川が氾濫し、建物被害や床上浸水があった。
- ・ 佐世保市地域防災計画（令和元年12月修正）では、河川浸水危険箇所として、佐々川（世知原町・吉井町）、北川内川・路木場川・鍋田川（世知原町）、福井川・直谷川・高峰川（吉井町）、竹田川・小佐々川・上矢岳川・つづら川（小佐々町）が掲載されている。

②土砂災害

- ・ 当市の土砂災害ハザードマップに当会地区は掲載されていないものの、山に囲まれている世知原町を中心に、豪雨時には土砂災害が発生する可能性がある。
- ・ 佐世保市地域防災計画（令和元年12月修正）では、土石流発生の恐れがある区域として、小田川・前原川・上岩谷川・上岩谷川支流・井手ノ元川支流（世知原町）、岩ノ下川（吉井町）、大石川（小佐々町）が掲載されている。

③地震

- ・ 気象庁HPによると、当会地区で震度3以上を記録したのは過去2回である。
2005年3月20日福岡西方沖地震、吉井・世知原：震度4、小佐々：震度3
2016年4月16日熊本地方地震、吉井・世知原・小佐々：震度3
- ・ 過去に大きな被害を受けたことのない本市は、規模の大きな被害地震が発生する可能性の低い地域と考えられるが、本市近辺の活断層の活動で想定される地震被害に対し、各種対策を推進する必要がある。

④津波

- ・ 東日本大震災（2011年3月）における当市への津波は0.3m 前後であったが、南海トラフ地

震に連動して山口県・福岡県沖の断層がずれた場合、当市における最高津波水位4m、1m以上浸水面積は390haと想定されており、当会地区では小佐々町が影響を受けると考えられる。(長崎県)

⑤台風

- ・近年は台風が多発化・大型化するとともに、風雨の激しさが増す傾向にあり、暴風や倒木の被害だけでなく、前述の洪水や土砂災害など合わせた複合的な災害となることが多い。
- ・九州北部に接近した台風は過去69年間では年平均3.5個であったが、直近5年間では4.8個と増加傾向にあり、風水害への備えが重要である。(福岡管区気象台統計)

⑥感染症

- ・感染症は社会生活において甚大な影響を及ぼすが、インフルエンザウイルスは数年に一度新型が出現しており、流行すると事業経営がストップする危険もある。特に、新型コロナウイルス感染症は極めて高い感染力によって世界的なパンデミックが引き起こされており、日本でも直接的な被害だけでなく感染予防のための活動自粛によって地域経済は極めて深刻な打撃を受けている。
- ・感染症リスクへの対応を企業あるいは地域だけで行うことは難しいが、流行している感染症の特性に合わせた感染予防・消毒などが大切である。

⑦その他

- ・当会地区はいずれのハザードマップにも掲載されていないが、防災マップ(吉井中学校区、世知原中学校区、小佐々中学校区)によって避難先などが紹介されている。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 538事業者(令和2年4月1日現在)
- ・小規模事業者数 382事業者

【内訳】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|------------------|-------|-------|---------|----------------|
| 商 工 業 者 | 建設業 | 103 | 86 | 各町の中心部に立地 |
| | 製造業 | 101 | 53 | 工業団地、小佐々町近くに立地 |
| | 卸・小売業 | 141 | 102 | 各町の中心部に立地 |
| | サービス業 | 165 | 139 | 各町に広く分布 |
| | その他 | 28 | 2 | |
| (計) | | 538 | 382 | |

- ・現状では、小規模事業者の防災・減災に関する理解度や対策は十分ではなく、事業継続計画(BCP)を策定している事業所は非常に少ない。当会地区において、事業継続力強化計画の認定企業は、1社のみである。(令和2年5月末)
- ・災害を想定した保険などの加入は十分ではなく、発災によって損害が発生した場合に事業継続が困難と考えられる事業所が多い。

(4) これまでの取り組み

①当市の取り組み

- ・地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

②当会の取り組み

ア. 事業所向け取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・商工会災害システムの導入と運用

イ. 本会運営の維持に関する取り組み

- ・危機管理マニュアルの策定と年次更新
- ・消防計画の作成・更新、防火管理者の設定、防災訓練の実施
- ・情報データの自動バックアップ

ウ. 対外的な取り組み

- ・消防団活動の充実強化に向けた支援に関する細目協定（当市と当会の協定）

II 課題

- ・当会の危機管理マニュアルでは、初動対応に関する内容が殆どであり、事業所の事業継続支援に関する事前準備、初動活動、緊急時対応などに関する記載が少ない。
- ・事業者へ提供する情報が不足するとともに、対応を推進するノウハウを持った人員が当会には十分にいない。
- ・災害に関連し、保険や共済の助言や指導を行える当会の職員が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の重要性を周知するとともに、BCP策定のためのセミナーを年1回以上開催し、小規模事業者のBCP策定率を毎年1%（年4社）ずつ向上させていく。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が実施できるよう、当会内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

①事前の対策

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・商工会の会報、ホームページなどにおいて、リスク対策の必要性、国県市の支援策、先進事例紹介などを行う。
- ・巡回指導時に、防災マップや他県災害時の状況報告書などを用いながら、災害種類（洪水、土砂災害、地震、津波、台風、感染症など）ごとの発生リスクと事業活動に及ぼす影響の認識に向けた注意喚起と対策の必要性を説明する。

イ. 損害保険等の加入推進および対策の普及啓発

- ・小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催し、事業継続に関する専門家から被災

事例、被災事例で役に立った対策、行政施策などを紹介する。

- ・各種認定制度、補助金を活用した対策を事業者へ紹介し、その申請と実行を支援する。
- ・損害保険等に関する専門家を招き、災害リスクを軽減し、経営危機を乗り切るための保険の説明を行う。(セミナーおよび個別指導)

ウ. 事業者事業継続計画 (BCP) の策定支援とフォローアップ

- ・巡回指導等の際、小規模事業者のBCP取組状況の確認を行う。
- ・巡回指導および窓口指導において小規模事業者のBCP策定を推進し、効果的な対策等について指導や助言を行う。必要に応じて、中小企業診断士や災害対策に対する専門家を派遣し、BCP策定や実施に関する助言を行う。
- ・過去に策定した事業者のBCPについて、計画の実行支援や更新に関する支援を行い、対策の精度と実行性を向上させる。
- ・小規模事業者の経営戦略へBCPを組み込むことを推進し、被災時の対応だけでなく、経営戦略を精査することで会社の経営力向上を図る。

エ. 関係団体等との連携

- ・事業継続力強化支援に関する協議会(構成員: 当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・長崎県商工会連合会と当会の連携を図りつつ、指導助言を依頼する。
- ・当市や長崎県との連携体制を構築する。
- ・自然災害が発生したことを想定し、当市・長崎県商工会連合会との連絡ルートの確認等を行い、訓練は必要に応じて実施する。

オ. 商工会自身の事業継続計画(危機管理マニュアル)の策定と更新

- ・当会は平成24年から事業計画に相当する危機管理マニュアルを策定し、毎年更新している。
- ・感染症対策など新しい項目を盛り込みつつ、計画の実効性を高めていく。

②発災後の対策

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、SNSなどを用いて、1時間以内に職員、業務従事の可否、大まかな被害状況等を把握する。また、3時間以内に役員の被災状況を確認し、情報共有を図る。
- ・当会事務所に保管する商工業者の重要情報(例: 事業者名簿、決算書、申告書、日計表、融資申込書類、労働保険台帳、労働保険年度更新、共済台帳、指導カルテ、補助金等申請書など)の保全に努める。
- ・大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を調査し、発災後24時間以内に当会と当市で情報共有するとともに、長崎県商工会連合会へ報告する。
- ・感染症の流行の場合は、当市が対策本部を設置、または、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発出された段階から、当会事務所における感染対策を最優先に実施する。

イ. 応急対策の方針決定

- ・発災後1日以内に当会の商工会館(本所・世知原支所・小佐々支所)および内部設備などの確認を行い、当市と長崎県商工会連合会で情報共有する。
- ・発災後1日以内に当地域内の事業所における大まかな被害状況を確認し、当会と当市で情報共有するとともに、被害状況や被害規模に応じた応急対策を検討する。通行不能や連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとみなして対応を

検討する。

<被害規模の目安>

| 被害規模区分 | 被害状況の程度 |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事務所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。 |

- ・ 災害の種類と規模によって臨機応変に対応するが、当会と当市の情報共有は概ね以下の間隔とする。

<当会と当市の情報共有頻度の目安>

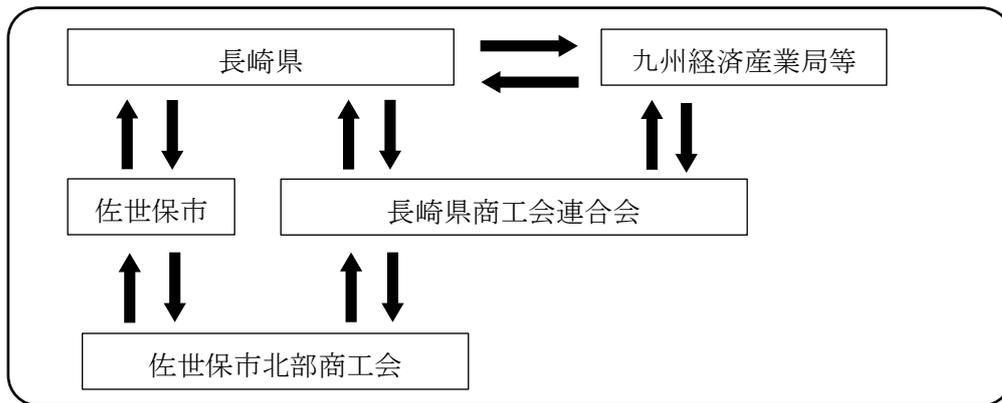
| 期間 | 情報共有する間隔 |
|---------|-------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回連絡する。 |
| 1週間～2週間 | 1日に1回連絡する。 |
| 2週間～1ヶ月 | 2日に1回連絡する。 |
| 1ヶ月以降 | 1週間に2回連絡する。 |

- ・ 感染症の流行の場合は、当市に設置される対策本部で取りまとめる対策等を踏まえ、事業者が必要な情報の収集と把握に努める。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な提供や指示命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、当市の避難指示等に従いながら、当会の被災地域で活動可能な内容を定める。
- ・ 当会、当市は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・備品など）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会が共有した情報は、長崎県商工会連合会へ報告する。
- ・ 当市が共有した情報は、「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」（令和元年8月28日付け31産政第79号）に基づく方法等により、当市から長崎県（県北振興局商工水産部商工観光課経由）へ報告する。
- ・ 感染症の流行の場合、当市をはじめ、長崎県商工会連合会、長崎県、国などと対策の方針等について、情報の共有化を図る。

< 報告・連絡体制 >



④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法については当市と相談するが、国県からの依頼がある場合は、特別相談窓口などを設置する。
- ・相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所とする。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。この場合においては、商工会災害対応管理システムを活用する。

< 被害状況報告の内容 >

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 事業所名 | 被災事業所の名称 |
| 所在地 | 被災事業所の所在地 |
| 業種 | 製造業、建設業、卸・小売業、サービス業、その他 |
| 被害状況 | ① 人的被害(死亡、行方不明、重傷、軽傷)の状況 ② 建物(全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、焼失等)の状況 ③ 製品、商品の状況 ④ 機械の状況 ⑤ 器具備品の状況 ⑥ 車両の状況 |
| 被害額 | 金額 |

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ配布周知する。
- ・感染症の流行の場合は、郵送、電話、メール、FAX などによって周知を行い、感染拡大防止に努める。また、事業活動に影響が懸念される事業者を優先的に支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

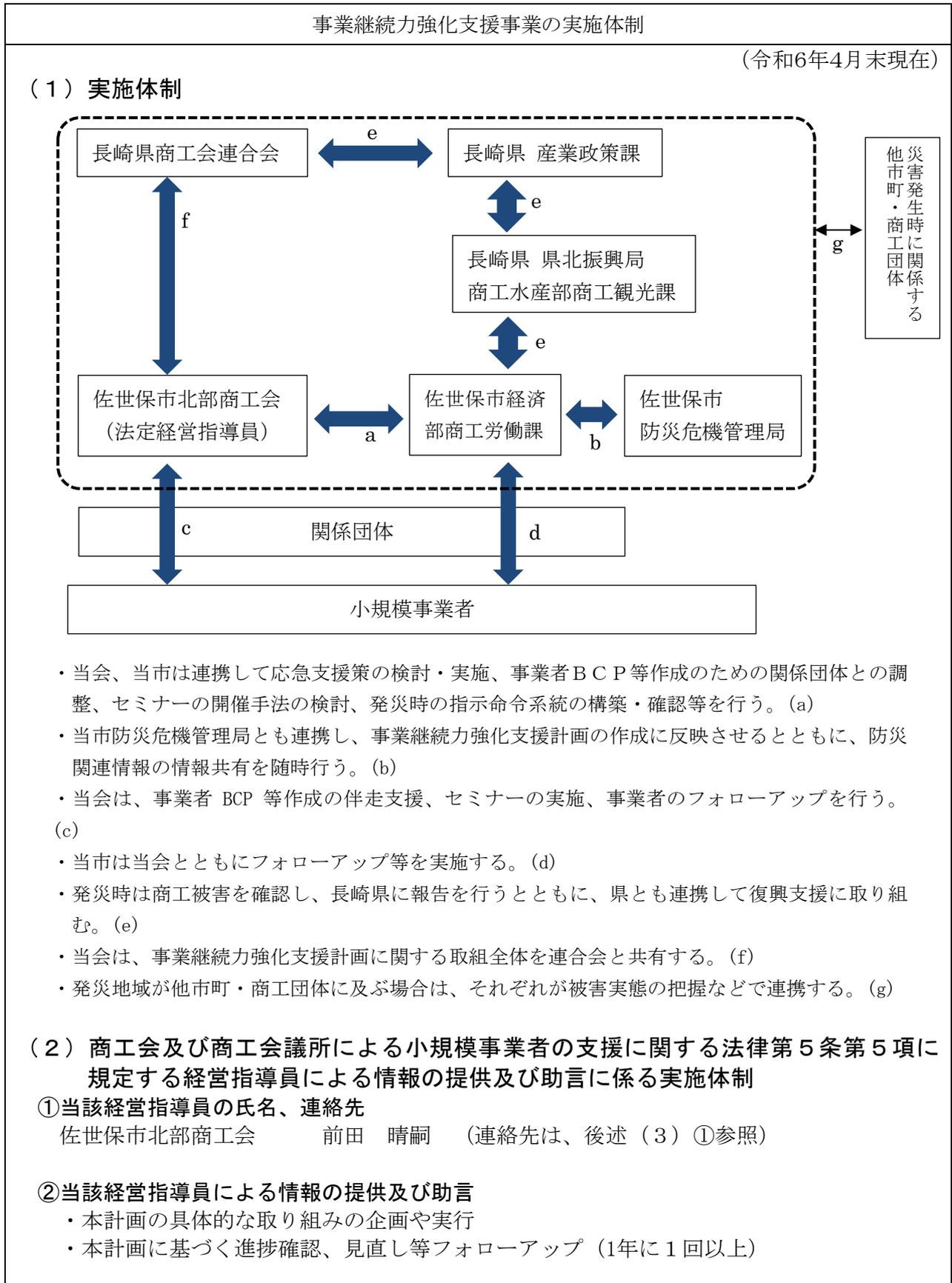
- ・長崎県の方針に従い、当会地区における復旧・復興支援を検討し、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、ほかの地域からの応援派遣を長崎県商工会連合会等へ相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会、関係市連絡先

①佐世保市北部商工会

佐世保市北部商工会

〒859-6326 長崎県佐世保市吉井町立石472-3

TEL : 0956-64-2139 / FAX : 0956-64-2489

E-mail : sasehoku@shokokai-nagasaki.or.jp

②佐世保市

佐世保市役所 経済部 商工労働課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1-10

TEL : 0956-24-1111 / FAX : 0956-25-9680

E-mail : syouko@city.sasebo.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 |
| ・協議会開催費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・専門家派遣費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・セミナー開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・パンフ、チラシ作成費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・通信費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|----------------------------|
| 会費等収入、長崎県補助金、佐世保市補助金、事業収入等 |

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| (該当なし) |
| 連携して実施する事業の内容 |
| (該当なし) |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| (該当なし) |
| 連携体制図等 |
| (該当なし) |